

緊急開催！

毎年、完了報告で損してませんか？

過払いと返還を回避し、
収支を最適化！

企業主導型保育事業向け 処遇改善等加算セミナー2025

下記に当てはまる方はぜひご参加ください！

- 年度完了報告で返還や過度な支払いが生じている方
- 新しく担当になったが処遇改善等加算の申請方法や要件が分からず困っている方
- 3つの処遇改善等加算の概要を学びたい方
- 監査で指摘されやすいポイントを押さえ、適切な運用を継続したい方
- 毎年、加算金の計算や配分で頭を悩ませている方

オンライン
開催日

2025年

9月19日(金)、9月22日(月)

9月24日(水)、9月30日(火)

開催時間

13:00~15:00

ログイン開始12:30~

受講料

一般価格:10,000円(税込11,000円)/1名様

会員価格:8,000円(税込8,800円)/1名様

企業主導型保育事業向け 処遇改善等加算セミナー2025

主催

サステナブルグロースカンパニーをもっと。
Funai Soken

お問合せNo. S132325

株式会社船井総合研究所 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研大阪本社ビル



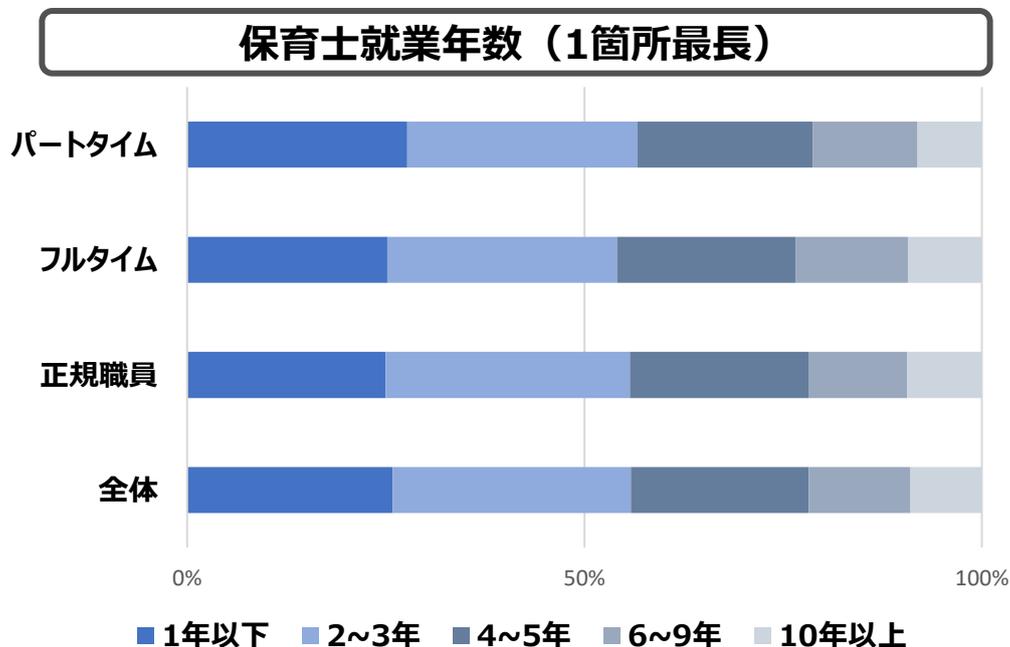
企業主導型保育事業に関する処遇改善等加算の背景

企業主導型保育事業における処遇改善等加算とは？

企業主導型保育事業で働く職員の処遇改善のための加算

企業主導型保育事業では、園児の在籍人数・登園日数などによって支給される「基本分」と、延長保育・一時預かり・病児保育等の事業の開所状況や、特定の職員を配置することによって支給される「加算分」の2つから運営費が支給されています。企業主導型保育事業の処遇改善等加算は「加算分」に分類され2025年時点では「処遇改善等加算Ⅰ」「処遇改善等加算Ⅱ」「処遇改善等加算Ⅲ」の3つが申請可能です。各加算の詳細な支給要件はそれぞれ異なりますが、共通しているのは、企業主導型保育事業で勤務する職員の人件費として支出することです。

処遇改善等加算の背景には、保育業界全体の保育士の就業年数や、離職の課題があります。



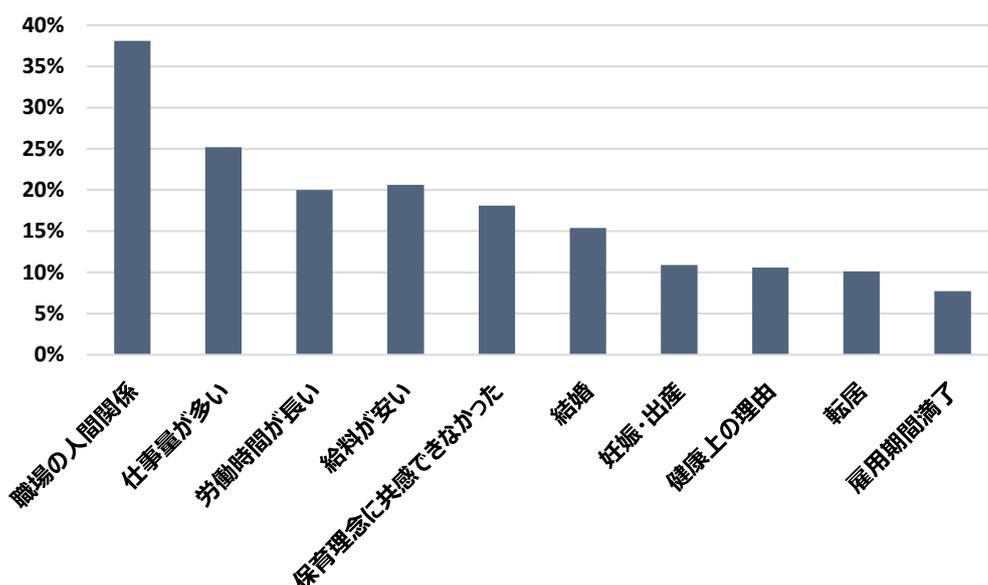
出典：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」をもとに船井総合研究所で作成
(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/4r4chosakekkashosai_syusei)

上図の「東京都保育士実態調査」によると、全体で6割近くの職員が3年以内に離職している現状があります。また、右図の保育士を辞めた理由の箇所を参照すると職場の人間関係に次いで「給与が安い」が挙げられています。ほかの業界と比べて賃金が低いと言われている保育士の給与の改善に活用できるのが処遇改善等加算です。

このため、処遇改善等加算は企業主導型保育事業だけでなく、小規模保育事業・事業所内保育事業・認可保育所・認定こども園等でも支給されており、処遇改善等加算を取得していないことで近隣の競合園と賃金の比較をした際に不利になってしまう可能性があります。

また、処遇改善等加算については取得するための賃金改善計画の策定や、職員への配分ルール、周知について等、細かいルールがあり、通常監査・財務監査・労務監査での確認も年々細かくなってきております。保育士の賃金を改善しつつ、監査で不要な指摘をされないよう、今後処遇改善等加算はより詳しく制度を把握し、ルールに則った運用が必要となってきます。

保育士を辞めた理由（複数回答）



出典：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」をもとに船井総合研究所で作成
(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/4r4chosakekkashosai_syusei)

企業主導型保育事業の処遇改善等加算の制度をきちんと把握し、うまく活用できていますか？

企業主導型保育事業で実際に処遇改善等加算を運用しようとする時、

- ・加算される額は月々変動しているのか？ いくら支給すればよいのか？
- ・運営費の申請画面では大きな金額が基準額になっているが、本当にこんなに配分していいのか？
- ・毎月支給しなければいけないのか？ 一時金で支給してもいいのか？
- ・処遇改善等加算Ⅱの人数A,人数Bが申請画面に表示されるが違いがわからない
- ・助成申込画面の加算基準額に表示された金額を全額支給しているが、大丈夫か？
- ・小規模のため、処遇改善等加算Ⅱの人数A、人数Bに対応した役職者がいないが、支給することは可能か？
- ・処遇改善等加算を支給することで逆に持ち出しが増えると聞いたけど本当か？
- ・職員への周知方法についてどのように説明したらよいか？
- ・毎年同じくらいの金額が基準額となるのか？
- ・もし、支給額が減った場合、法人が差額を持ち出さないといけないのか？

等様々な不明点や不安が出てきます。

次ページ以降では企業主導型保育事業における処遇改善加算Ⅰ，Ⅱ，Ⅲに関して、セミナーでは触れない基礎的なお話や、セミナー内でお伝えさせていただく内容の一部をご紹介します。

企業主導型保育事業に関する処遇改善加算の基本について

企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅰ**とは？



企業主導型保育事業の処遇改善等加算Ⅰについても、基本的な目的は、保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築するための人件費に充てるのが可能です。

また、企業主導型保育事業の他の加算と異なり、**確実に職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)の賃金改善**に充てる必要があります。

出典:こども家庭庁「企業主導型保育事業費補助金実施要項」

企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅰ**の積算方法について

各月初日の
利用子ども数

処遇改善等加算Ⅰ
定員別加算額

企業主導型保育事業の処遇改善等加算Ⅰの積算方法は施設型給付金と比べるとシンプルで、各月初日の利用子ども数に**処遇改善等加算Ⅰ定員別加算額**(地域区分・定員区分・年齢区分・開所時間・開所日数・保育士比率により異なる)を掛け合わせて算出することができます。

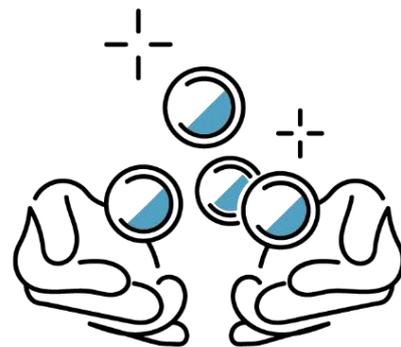
また、月ごとに金額が積算されるため、期中で開所時間や開所日数が変わった場合、その月から金額も変更となります。処遇改善等加算Ⅰの取得に関しては**開所時の運営費申込、もしくは事業計画申請での申請**となり、加算取得前、取得後それぞれの給与規程が必要となります。

出典:こども家庭庁「企業主導型保育事業費補助金実施要項」

企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅱ**とは？

企業主導型保育事業における処遇改善等加算Ⅱについても施設型給付金と同様**技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算**により質の高い保育の安定的な供給を行うことが大きな目的となります。施設型給付金との大きな違いについては、後に紹介する**人数ABの算出方法**や、改善額が加算基準額に満たなかった際の**残余の取り扱い方法**が挙げられます。処遇改善等加算Ⅰと同様、加算額は**確実に職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)の賃金改善**に充てる必要があります。

出典:こども家庭庁「企業主導型保育事業費補助金実施要項」



企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅱ**の種類について

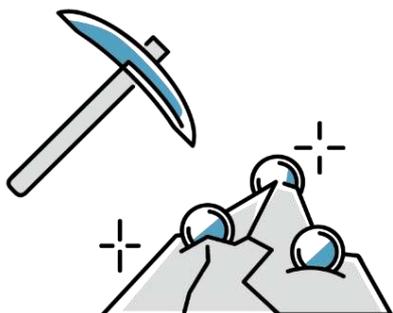
企業主導型保育事業の処遇改善等加算Ⅱでも施設型給付金と同様、人数AとBに分かれており、対象職員の役職や経験年数の目安なども同じです。大きな違いとしては、人数A、Bの算出方法で、企業主導型保育事業では園児に対する基準上の職員配置に、**定員・開所日数・食事の提供方法・障害児保育加算の取得有無**によって人数が異なります。改善額については施設型給付金と同様ですが、賃金規程等の文言については、**支給要件や任命要件を施設型給付金より詳細に記載**する必要があります。

出典:こども家庭庁「企業主導型保育事業費補助金実施要項」

人数A

人数B

企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅲ**とは？



処遇改善等加算Ⅲは2022年度に「保育士等処遇改善臨時加算」に代わって創設された比較的新しい制度です。加算の目的はⅠやⅡと少し異なり、「企業主導型保育施設における保育士等の処遇の改善のため、職員の賃金の継続的な引き上げ」となっております。処遇改善等加算ⅠⅡについては、加算事業に従事している職員への配分ができませんが、本加算は**加算事業に従事する職員も含めて企業主導型保育事業の施設・事業所に勤務する職員が対象**となります。

出典:こども家庭庁「企業主導型事業費補助金実施要項」

企業主導型保育事業における**処遇改善等加算Ⅲ**の改善方法について

賃金改善部分

単価改定
対応部分

加算額の算定に当たっては、定員・年齢・週開所日数・開所時間で単価を決定する「賃金改善部分」とそれに地域区分・保育士比率も加味された「単価改定対応部分」に分けられています。「単価改定対応部分」については基本分単価が減額改定された場合でも**給与水準を維持するための加算**であるため賃金改善計画書などに具体的な配分を記載する必要はなく、「賃金改善部分」について加算額以上の賃金改善を行う計画を作成する必要があります。また、**最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を**図る必要があります。職員の異動等により事業終了後に残額が発生してしまった場合には、返還を行う必要があります。

出典:こども家庭庁「企業主導型事業費補助金実施要項」

企業主導型保育事業の処遇改善等加算の返還事例

完了報告の結果、返還や過支給が発生していませんか？

企業主導型保育事業の完了報告では、年度報告・処遇改善等加算実績報告・完了報告の流れで実施されており、処遇改善等加算実績報告にて、処遇改善等加算ⅠⅡⅢの支給額が確定します。

本DMでは、処遇改善等加算が支給額に達しておらず、返還となってしまう例をいくつか紹介いたします。

①賃金改善額が加算基準額を下回っている

右の図のように完了報告の加算基準額と、賃金改善額(千円未満切り捨て)を比較し、賃金改善額の方が少ない場合、加算基準額以上の金額を職員に、分配できていないことになるため、返還が発生します。

基本的には加算基準額の金額は、

毎月の月次報告で申請し、既に園に入金済みの金額のため、最終の完了報告後、追加での支給がなければ、返還の請求が来ることになります。

本当に職員に支給ができていなくて返還となる場合は職員に支払わなかった分返すだけのため、法人の持ち出しにはなりません。実際には職員にきちんと支給しているにもかかわらず、申請方法の誤りにより返還が発生していることもあり得るため、返還が発生する場合(①加算基準額よりも②賃金改善額の方が少ない場合)は、申請画面を正しく記載できているかを改めて確認する必要があります。

1. 選定額調書	
①加算基準額	1,000,000
②賃金改善額(千円未満切り捨て)	856,000
③選定額	856,000
※法定福利費等の事業主負担率(%)	15.0110%

公益財団法人児童育成協会「企業主導型保育事業 公金管理システム」<https://www.pmms.jp/jik21a/>をもとに船井総合研究所作成

②処遇改善等加算Ⅱの副主任保育士等もしくは、職務分野別リーダー等の片方にしか改善ができていない

下の図のように、処遇改善等加算Ⅱにおいては、原則人数A(副主任保育士等)と人数B(職務分野別リーダー)のそれぞれにおいて、人数以上の改善が必要です。

(人数Aについては1人以上について月額4万円の処遇改善を行った上で、一定の技能・経験を有し、施設内で相応の役割に応じた発令等を行っているその他の職員に、月額5千円以上月額4万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能)

人数A・人数Bの片方しか改善できていない場合、処遇改善等加算Ⅱ自体を取得できなくなるため、処遇改善等加算Ⅱの取得にあたってはきちんと人数ABの数以上の職員を対象者に任命し、賃金改善を行う必要があります。

処遇改善加算Ⅱ													
月次報告	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基準額①	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	586,800
人数A	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
基準額②	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110	73,320
人数B	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

公益財団法人児童育成協会「企業主導型保育事業 公金管理システム」<https://www.pmms.jp/jik21a/>

ここまで、企業主導型保育事業における処遇改善等加算の基本的な部分についてお伝えさせていただきました。当日のセミナーでは本誌でお伝えした内容の他、実際の賃金改善計画の策定方法・実績報告における申請画面の記載方法・監査対応について・具体的な配分事例等、処遇改善等加算を有効に活用するための内容を、2時間盛りだくさんでお伝えさせていただきます。「処遇改善等加算についての理解を深めたい」「処遇改善等加算を有効に活用して職員の賃金を改善し、保育の質を高めたい」「他の園の配分事例も確認しながら、処遇改善ⅠⅡⅢそれぞれの制度を理解して自園の配分計画を改めて策定したい」と考えている皆様の参加をお待ちしております。

こんな方におススメのセミナーです

事業計画申請で新たに処遇改善等加算を申請した方

来年度以降処遇改善等加算の取得を検討している方

正しい賃金改善計画が立てられているか不安な方

これまで処遇改善等加算Ⅰのみを申請していた方

処遇改善等加算の原資が毎年余ってしまつて返還となっている方

職員のモチベーションアップにつながる改善をしたいと考えている方

年度完了報告の処遇改善等加算実績報告の入力に毎年苦戦している方

過去に処遇改善等加算関係で監査の指摘を受けた方

職員数が少なく、処遇改善等加算Ⅱの対象職員を選定に困っている方

毎年、いくら処遇改善等加算の原資として分配できるのかが良くわからない方

処遇改善等加算Ⅱの取得により職員間に不合理な給与差が生じて困っている方

これで完全 マスター！

企業主導型保育事業向け 処遇改善等加算セミナー2025

第1講座

園の安定経営を支える処遇改善等加算の概要

貴園の職員の給与を確実にアップさせ、優秀な人材に長く働いてもらうために、処遇改善等加算を最大限に活用できていますか？
本講座では、企業主導型保育事業における3つの処遇改善等加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）について、令和7年度の最新情報を踏まえながら、その概要を網羅的にお伝えします。

株式会社船井総合研究所 教育グループ リーダー 吉田健人



第2講座

3つの処遇改善等加算のポイント・活用事例

処遇改善等加算は単なる賃金改善に留まらず、職員のキャリアパスを明確にし、園全体の組織力に繋げるために有効です。本講座では、企業主導型保育事業の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの事業計画申請から運用・完了報告までを解説するとともに、加算を活用した「キャリアパス構築」と「職員満足度向上」に焦点を当てます。処遇改善の加算対象者の要件を明確化し、不公平感をなくすための評価制度の構築や、新たに設けた役職の業務・役割を明確化して権限を委譲することで、職員が自発的に指導・育成を行う好循環を生み出すための事例をご紹介します。

株式会社船井総合研究所 教育グループ 小島悠慎

第3講座

本日のまとめ

本日のセミナーを振り返り、明日から実践してほしいこと、今後の法人運営での処遇改善等加算の活用など、本日のまとめをお伝えいたします。また、処遇改善等加算を今後の法人経営にどう繋げていくか、その活用方法についてもお話しします。

株式会社船井総合研究所 教育グループ リーダー 吉田健人



オンライン
開催

2025年 9月19日（金）

開催時間/
13:00-15:00
（ログイン開始
12:30）

2025年 9月22日（月）

開催時間/
13:00-15:00
（ログイン開始
12:30）

2025年 9月24日（水）

2025年 9月30日（火）

※全日程とも内容は同じです。ご都合の良い日程をお選び下さい。

受講料
（1名様あたり）

一般価格

11,000円（税抜10,000円）

会員価格

8,800円（税抜8,000円）

※会員価格は、各種経営研究会・経営フォーラム、および社長onlineプレミアムプラン（旧：FUNAIメンバーズPlus）へご入会中のお客様のお申込みに適用となります。
・銀行振込み：開催日6日前まで ・クレジットカード：開催日4日前まで
※祝日や連休により変動する場合もございます。

Webのお申込みはQRコード読み込みが簡単です!!

スマホ・タブレットの方は右記のQRコードを読み込んでいただき、お申込みフォームよりお申し込みください。
セミナー情報をWebからもご確認いただけます。

※お電話・メールでのセミナーお申込みは承っておりません。また、お問い合わせの際は「セミナータイトルとお問い合わせNo」をお伝えください。
※お申し込みに関してのよくあるご質問は「船井総研 FAQ」と検索して確認下さい。

お申し込み HP URL

<https://www.funaisoken.co.jp/seminar/132325>

※本講座はオンライン受講となっております。諸事情により受講いただけない場合がございます。ご了承ください。セミナーご参加方法の詳細は「船井総研 Web 参加」で検索。

船井総研セミナー事務局

E-mail seminar271@funaisoken.co.jp TEL:0120-964-000（平日9:30-17:30） お問い合わせ No.S132325

